

令和4年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案 提案説明／質疑、討論、採決》
- 日程第 2 同意第 2号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第 2号
- 日程第 4 議案第 3号
- 日程第 5 議案第 4号
- 日程第 6 議案第 5号
- 日程第 7 議案第 6号
- 日程第 8 議案第 7号
- 日程第 9 議案第 8号
- 日程第 10 議案第 9号
- 日程第 11 議案第 10号
- 日程第 12 議案第 11号
- 日程第 13 議案第 12号
- 日程第 14 議案第 13号
- 日程第 15 議案第 14号
- 日程第 16 議案第 15号
- 日程第 17 議案第 16号
- 日程第 18 議案第 17号
- 日程第 19 議案第 18号
- 日程第 20 議案第 19号
- 日程第 21 議案第 20号
- 日程第 22 議案第 21号

《追加提出議案 提案説明／質疑、討論、採決》

日程第 2 3 発議第 1 号

日程第 2 4 議案第 2 2 号

日程第 2 5 閉会中の所管の事務調査の申し出について

日程第 2 6 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 赤羽孝之 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 旗町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をする場合は許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、上條倫司議員、5番、百瀬昇一議員を指名します。

◎同意第2号

○議長（三澤一男君） 次に、本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、同意第2号「山形村教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 同意第2号「山形村教育長の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

山形村教育長の根橋範男氏は、本年3月31日をもって任期満了になります。

これまでの間、様々な教育行政の課題にご尽力をいただきました。

根橋範男氏には、引き続き山形村の教育行政に力を発揮していただきたく、再び教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、教育長の任期につきましては、本年4月1日から3年間であります。

ご同意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで休憩します。休憩。

（午後 1時33分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

なお、根橋教育長はこの人事案件の間、中座となります。

（午後 1時37分）

○議長（三澤一男君）

それでは、先ほど議題としました同意第2号の議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩。

(午後 1時38分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

根橋範男君に申し上げます。村長より、山形村教育長に任命したい旨の提案があり、ただいま、議会として任命することに同意しましたので、お知らせします。

(午後 1時39分)

◎議案第2号～議案第21号

○議長(三澤一男君) 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第2号から日程第22、議案第21号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月3日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第2号「山形村道路線の認定について」、議案第3号「山形村固定資産評価審査

委員会条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第8号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第9号）」の所管の款・項、議案第14号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、議案第15号「令和4年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第19号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第20号「令和4年度山形村水道事業会計予算」、議案第21号「令和4年度山形村下水道事業会計予算」の11議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査の結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月4日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第4号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「山形村霊園条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「山形村環境基本条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第9号）」の所管の款・項、議案第11号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第12号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第13号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第15号「令和4年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第16号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第17号「令和4年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第18号「令和4年度山形村介護保険特別会計予算」の11議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第3、議案第2号「山形村道路線の認定について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第3号「山形村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第4号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第5号「山形村霊園条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第6号「山形村環境基本条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第7号「認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第8号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第9号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第10号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第9号）」について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第11号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第12号「令和3年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第13号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第14号「令和3年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第15号「令和4年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結して、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第16号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第17号「令和4年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第18号「令和4年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第19号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第20号「令和4年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第21号「令和4年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議員提出による決議案、追加議案等の整理のため、暫時休憩します。

休憩。

（午後 2時 5分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 2時 9分）

◎発議第1号

○議長（三澤一男君） 日程第23、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議」を議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

大月民夫議員。

（7番 大月民夫君 登壇）

○7番（大月民夫君） 発議第1号「ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議」につきまして、趣旨説明を行います。

連日報道されておりますロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会へ深刻な影響を与えており、ウクライナ国内では市民の人命が失われるなど、大きな犠牲が生じています。

今回のロシアの軍事侵攻は力による一方的な現状変更を行い、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するもので、断じて受け入れられるものではありません。

よって、本村議会は、ロシアに対し、ウクライナ侵攻を強く非難し、侵攻を直ちに中止し、軍の即時完全撤退と国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるものです。

以上でございます。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

異議がありますので、反対の討論がありましたら、お願いします。

次に、賛成の討論がありましたら、お願いします。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） このロシアによるウクライナ侵攻については、いかなる理由があろうとも許せるものではありません。

日本中から、早いとか遅いという問題ではなくて、一刻も早く小さな議会の、日本中の議会が反対の決議を上げることが望むものですが、ましてや世界中からも反対を上げ、一刻も早く終結をし、被害が少なくなるような流れになることを望んでいます。

また、チェルノブイリ原発の電源の一時停止というのがありましたけれども、まだ震災による日本の福島原発も収束に至っていません。またチェルノブイリも前の事故から収束していません。そういうところから見ても、ましてやこの事態を深刻に受け止めて、この議会から反対決議するというのは大賛成で賛成の討論とします。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 2 号

○議長（三澤一男君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号「令和 3 年度山形村一般会計補正予算（第 1 0 号）」を議題とします。

村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第 2 2 号「令和 3 年度山形村一般会計補正予算（第 1 0 号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第 1 0 号は、歳入歳出に 483 万 5,000 円を追加し、補正後の予算規模を 42 億 9,140 万 1,000 円とするものであります。

主な内容は、新型コロナウイルス殺菌消毒業務委託、除雪に要した委託料の増額及びミラ・フード館の休館に伴う食堂運営損失補償金の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

ご審議を、お願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ただいま議題としました議案第 2 2 号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第 2 2 号につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案第 2 2 号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午後 2 時 1 6 分）

○議長（三澤一男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 2 時 2 5 分）

○議長（三澤一男君） 先ほど議題としました議案第22号について、これより質疑を行います。本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第22号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第25「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第26「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣
の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 令和4年山形村議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言
ごあいさつを申し上げます。

本定例会は2月28日の開会以来、本日に至るまで11日間にわたり開催されてま
いりました。

本定例会には、監査委員の人事案件、条例の一部改正など8件、令和3年度補正予
算5件、令和4年度の当初予算7件、また、本日追加で、教育長の人事案件、一般会
計補正予算の計23件の議案を上程いたしました。それぞれの議案に慎重にご審議を
いただき、原案のとおりお認めをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

緊急の課題でありますコロナ対策では、令和4年1月以降、オミクロン株による新
規陽性者数が激増したことから、長野県でも、1月27日から3月6日までを期間と
して「まん延防止等重点措置」を全県に適用し、対策を強化しておりました。

3月7日以降、当松本圏域は、感染警戒レベル5でありますので、引き続き感染防
止には努めてまいりたいと思います。

先月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻から2週間が経過いたします。国際社
会また日本の平和と秩序、安全を脅かし、国連憲章にも違反する行為であります。先
ほどは「ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議」が全議員賛成で可決をさ
れました。今後、紛争が長期化し、最悪のシナリオになることも心配される極めて重
大な国際課題であります。

さて、当村では村議会議員の選挙が迫っております。報道では、議員選挙において初めて定数に達しないことが危惧される状況にあります。

議会制民主主義において議会と執行部は、車の両輪と言われます。車の両輪である議会と執行部は、左右の車輪が同じ大きさでなければ前には進めません。村政の発展には、互いの権能に敬意を払いながらも、時には激しい議論を行い、常に緊張感を保持することが必要だと思います。

議員の使命であります村民の意思を村政に反映させ、また、議会は執行機関に対し、議決機関としてそれぞれの権限と責任において村政を共に担っております。

今、村政に関わる私たちには、自己主張をしない多くの村民の皆さんの意識の変化に対する理解ができていない現状にあると考えております。

春は、別れと出会いの季節であります。来月23日、山形村議会4年の任期を迎えます。議員の皆様の様々な取組と活動に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

議員各位には、新年度を控え、何かと多忙な季節となりますので、健康には十分ご留意の上、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

4年間、お疲れさまでした。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和4年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時33分）
